

# 山口県報

平成19年  
12月25日  
(火曜日)



職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

## 山口県条例第五十四号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十

### 目 次

条例	一
職員の自己啓発等休業に関する条例	一
山口県文化芸術振興条例	五
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	一〇
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二二
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二六
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	三七
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	三八
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	三八
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	四九
山口県社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	五〇
山口県営住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	五一

山口県知事 二 井 関 成

五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の自己啓発等休業について必要な事項を定めるものとする。  
(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が一年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年)、国際貢献活動のための休業にあつては三年とする。

(教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。)

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて、同法第百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

三 前二号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)

二 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)(のうち職員として参加することが適当であると認められるものであつて、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして人事委員会が定めるもの)

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席し、又は自己啓発等休業の承認に係る奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、若しくは停学にされ、若しくはその授業を欠席し、又は自己啓発等休業の承認に係る奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないことその他の事情により、当該課程の履修又は当該奉仕活動に支障が生ずること。

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程の履修又は自己啓発等休業の承認に係る奉仕活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が当該課程の履修又は当該奉仕活動を取りやめた場合

二 当該職員が当該課程を休学し、若しくは停学にされ、若しくはその授業を欠席し、又は当該奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない

場合

三 当該課程の履修又は当該奉仕活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を百分の五十以下(大学等課程の履修又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められる場合にあつては、百分の百以下)の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)」とする。

(企業職員及び単純労務職員の自己啓発等休業の期間の給与)

第十二条 企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号の職員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員を除く。))をいう。以下同じ。)及び単純労務職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者で企業職員以外のものをいう。以下同じ。))には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(その他)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、企業職員及び単純労務職員以外の職員については人事委員会規則で、企業職員及び単純労務職員については任命権者が定める規則その他の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(山口県定数外職員条例の一部改正)

2 山口県定数外職員条例(昭和二十四年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号)第二条の規定による承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

(山口県地方警察職員定数条例の一部改正)

3 山口県地方警察職員定数条例(昭和三十二年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号)第二条の規定による承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

山口県文化芸術振興条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五十五号

山口県文化芸術振興条例

#### 目次

#### 前文

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第六条―第二十一条)

第三章 山口県文化芸術審議会(第二十二条)

附則

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれている。いくたびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきた。

この文化的な風土のもと、先哲の教えを受けて輩出した多くの逸材が明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造った。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさがもたらされたものの、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせている。

このような時代にあつて、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる文化芸術を、一層身近なものとするのが求められている。今こそ、県民一人一人が自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合つて生きていくために、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかねばならない。

私たちは、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていくとともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたり、人々と喜びを分かち合つていきたいと願う。

ここに、私たちは、国民文化祭・やまぐち二〇〇六で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が燦めく元氣県を築くことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

ない。

3 文化芸術の振興は、県民、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれその果たすべき役割を認識し、かつ、協働して取り組まなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術が発展するよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力（文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。）が向上するよう考慮されなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、前条に規定する文化芸術の振興についての基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、地域の振興に関する施策と連携して文化芸術の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、文化芸術の振興に資するよう配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

（市町との連携）

第四条 県は、文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的な文化芸術活動の発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

## 第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策

## (基本方針)

第六条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県文化芸術審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## (県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (子どもの文化芸術活動の充実)

第九条 県は、子どもが行う文化芸術活動の充実を図るため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

## (学校教育における文化芸術活動の充実)

第十条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特色ある文化芸術の振興)

第十一条 県は、地域の特色ある文化芸術の振興を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(交流の促進及び国内外への発信)

第十二条 県は、県民による魅力ある文化芸術の創造及び享受に資するため、文化芸術に関する交流を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信するよう努めるものとする。

(担い手の育成及び確保)

第十三条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能及び民俗芸能の伝承者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「担い手」という。)の育成及び確保を図るため、教育の充実、研修への支援、能力を發揮する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十四条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することにより、県民の文化芸術に対する関心及び文化芸術活動を行う意欲を高めるとともに、文化芸術活動を行う者の能力を活用した文化芸術の発展を図るため、優れた業績の調査、記録及び周知、過去又は現在の優れた芸術家その他に係る公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

第十五条 県は、文化施設の充実を図るため、施設の整備、文化芸術の公演、展示等の実施、担い手の配置、文化芸術に関する作品の記録及び保存その他の必要な施策を講ずるものとする。

(身近な文化芸術活動の場の充実)

第十六条 県は、県民にとって身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設、学校施設、社会教育施設その他の施設を容易に利用することができるようにするための措置を講ずることその他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 県は、県民による自主的な文化芸術活動の促進を図るとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等が行う文化芸術の振興のための取組を支援するため、文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化)

第十八条 県は、個人又は民間の団体が行う文化芸術に関するボランティア活動、メセナ活動(社会貢献活動として文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他文化芸術活動を支援する活動の活性化を図るため、これらの活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十九条 県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と連携しつつ、文化芸術の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。  
(年次報告)

第二十一条 知事は、毎年、県議会に、文化芸術の振興の状況及び文化芸術の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならぬ。

### 第三章 山口県文化芸術審議会

第二十二条 文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県条例第五十六号

山口県知事 二 井 関 成

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第四号中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に、「学生又は生徒」を「生徒又は学生」に改める。

第八十四条第四項中「第一百二条」を「附則第六条」に、「学生、生徒、児童又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第二条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の3の表一の項及び二の項中「高等専門学校及び大学」を「大学及び高等専門学校」に改め、別表第一の4の表一の項中「高等専門学校及び大学」を「大学及び高等専門学校」に、「高等専門学校又は大学」を「大学又は高等専門学校」に改め、同項の備考2中「大学、高等専門学校及び大学」を「大学及び高等専門学校」に、「高等専門学校又は大学」を「大学又は高等専門学校」に改め、同項の備考2中「大学、高等専門学校及び特別支援学校」を「特別支援学校、大学及び高等専門学校」に改める。

(山口県青少年健全育成条例の一部改正)

第三条 山口県青少年健全育成条例(昭和三十二年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号中「大学」を「幼稚園」に、「幼稚園」を「大学」に改める。

(山口県立都市公園条例の一部改正)

第四条 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の(一)、同項テニス場に関する部分の(一)、同項球技場に関する部分の(一)、同項ラグビー・サッカー場に関する部分の(一)、同項スポーツ文化センターに関する部分の(一)、同項弓道場に関する部分の(一)、同表萩ウェルネスパークの項多目的広場に関する部分の(二)及び同項多目的体育館に関する部分の(二)中「高等専門学校及び大学」を「大学及び高等専門学校」に改める。

(ふぐの処理の規制に関する条例の一部改正)

第五条 ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第七条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

(山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部改正)

第八条 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一サッカー場に関する部分及び多目的スポーツ広場に関する部分中「高等専門学校及び大学」を「大学及び高等専門学校」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

#### 山口県条例第五十七号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改める。

第九条第三項中「六千円（職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円、」を「六千五百円（に、ない場合にあつては）」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第十六条の八第一項中「第十九条第六項の規定を受ける職員及び」を削り、同条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改める。

第十九条第二項中「満二年」を「満一年」に、「期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改め、同条第四項及び第五項中「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改め、同条第六項中「及び第十六条の八第一項」及び「及び勤勉手当」を削り、同条第七項中「及び勤勉手当」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十六条の六中「前条第一項」とあるのは、「第十九条第六項」と読み替えるものとする。

「			」		
1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円 134,000	円 183,800	円 221,100	円 135,600	円 185,800	円 222,900
135,100	185,600	223,000	136,700	187,600	224,800
136,200	187,400	224,900	137,900	189,400	226,700
137,300	189,200	226,800	139,000	191,200	228,500
138,400	190,800	228,600	140,100	192,800	230,200
139,500	192,600	230,600	141,200	194,600	232,100
140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800
142,800	198,000	236,600	144,500	200,000	237,700
144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000

別表第一中

152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900	177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800	178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700	180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600	182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500	184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000	188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900	190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600	191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400	192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200	194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000	195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900	196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600	198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300	199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000	200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700	202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400	203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100	204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000

を

に改める。

213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100

「				」			
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額							
円	円	円	円	円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100	158,100	173,600	200,200	240,100
157,900	173,300	199,900	239,900	159,800	175,400	202,200	241,900
159,600	175,100	201,900	241,700	161,500	177,200	204,200	243,700
161,300	176,900	203,900	243,500	163,200	179,000	206,200	245,500
162,800	178,700	205,900	245,400	164,700	180,900	208,200	247,400
164,600	181,000	207,900	247,300	166,600	183,200	210,200	249,300
166,400	183,300	209,900	249,200	168,400	185,500	212,200	251,200
168,200	185,600	211,900	251,100	170,300	187,800	214,200	253,100
169,900	187,800	214,000	252,800	172,000	190,000	216,300	254,800
171,600	190,300	215,800	254,700	173,700	192,600	218,100	256,700
173,300	192,800	217,600	256,600	175,400	195,100	219,900	258,600
175,000	195,300	219,400	258,500	177,100	197,600	221,700	260,400
176,800	197,700	221,300	260,300	179,000	200,000	223,600	262,100
178,900	199,500	223,200	262,000	181,100	201,800	225,500	263,700
181,000	201,300	225,100	263,700	183,200	203,600	227,400	265,300
183,100	203,100	227,000	265,400	185,300	205,400	229,300	266,800
185,300	205,000	228,700	267,000	187,500	207,300	231,000	268,300
187,700	206,900	230,500	269,000	189,900	209,200	232,800	270,200
190,100	208,800	232,300	271,000	192,300	211,100	234,600	272,100
192,500	210,700	234,100	273,000	194,700	213,000	236,400	274,000
195,000	212,400	235,900	274,900	197,200	214,700	238,200	275,700

別表第一中

196,800	214,200	237,400	277,000
198,600	216,000	238,900	279,100
200,400	217,800	240,400	281,200
202,300	219,500	241,900	283,100
204,100	221,200	243,600	285,300
205,900	222,900	245,300	287,500
207,700	224,600	247,000	289,700
209,600	226,200	248,500	292,000
211,400	228,000	250,100	294,000
213,200	229,800	251,700	296,000
215,000	231,600	253,300	298,000
216,700	233,200	254,800	299,900
218,400	234,800	256,400	301,800
220,100	236,400	258,000	303,700
221,800	238,000	259,600	305,600
223,400	239,500	261,100	307,600
225,200	241,100	262,700	309,500
227,000	242,700	264,300	311,400
228,800	244,300	265,900	313,300
230,400	245,900	267,400	315,200
231,900	247,500	269,200	317,100
233,400	249,100	271,000	319,000
234,900	250,700	272,800	320,900
236,400	252,200	274,500	322,800
237,800	253,800	276,200	324,700
239,200	255,400	277,900	326,600
240,600	257,000	279,600	328,500
241,800	258,500	281,400	330,300
243,400	260,100	283,100	332,000
245,000	261,700	284,800	333,700
246,600	263,300	286,500	335,400
248,100	264,700	288,200	337,100
249,700	266,500	290,000	338,900
251,300	268,300	291,800	340,700
252,900	270,100	293,600	342,500
254,400	271,700	295,200	344,100
255,800	273,400	297,000	345,800
257,200	275,100	298,800	347,500
258,600	276,800	300,600	349,200
260,000	278,400	302,200	350,900

を

199,000	216,500	239,700	277,600
200,800	218,300	241,200	279,500
202,600	220,100	242,700	281,400
204,500	221,800	244,200	283,100
206,300	223,500	245,800	285,300
208,100	225,200	247,400	287,500
209,900	226,900	249,000	289,700
211,800	228,500	250,400	292,000
213,600	230,300	251,800	294,000
215,400	232,100	253,300	296,000
217,200	233,900	254,800	298,000
218,900	235,500	256,200	299,900
220,600	237,100	257,700	301,800
222,300	238,700	259,200	303,700
224,000	240,300	260,700	305,600
225,600	241,800	262,100	307,600
227,400	243,300	263,600	309,500
229,200	244,800	265,100	311,400
231,000	246,300	266,600	313,300
232,600	247,800	268,000	315,200
234,100	249,200	269,700	317,100
235,600	250,700	271,400	319,000
237,100	252,200	273,000	320,900
238,600	253,600	274,500	322,800
239,900	255,100	276,200	324,700
241,200	256,600	277,900	326,600
242,500	258,100	279,600	328,500
243,600	259,500	281,400	330,300
245,000	261,000	283,100	332,000
246,500	262,500	284,800	333,700
248,000	264,000	286,500	335,400
249,400	265,300	288,200	337,100
250,900	267,000	290,000	338,900
252,400	268,700	291,800	340,700
253,900	270,300	293,600	342,500
255,300	271,700	295,200	344,100
256,600	273,400	297,000	345,800
257,900	275,100	298,800	347,500
259,200	276,800	300,600	349,200
260,500	278,400	302,200	350,900

に改める。

261,500	280,000	304,000	352,600	261,900	280,000	304,000	352,600
263,000	281,600	305,800	354,300	263,300	281,600	305,800	354,300
264,500	283,200	307,600	356,000	264,700	283,200	307,600	356,000

1 級			2 級			3 級		
給料月額	円	円	給料月額	円	円	給料月額	円	円
160,900	213,700	258,300	162,900	216,200	260,300	160,900	213,700	258,300
163,200	215,800	260,100	165,200	218,300	262,100	163,200	215,800	260,100
165,500	217,900	261,900	167,500	220,400	263,900	165,500	217,900	261,900
167,800	220,000	263,700	169,800	222,500	265,700	167,800	220,000	263,700
170,200	222,000	265,300	172,200	224,500	267,300	170,200	222,000	265,300
172,600	224,100	267,300	174,700	226,600	269,300	172,600	224,100	267,300
175,000	226,200	269,300	177,100	228,700	271,300	175,000	226,200	269,300
177,400	228,300	271,300	179,600	230,800	273,300	177,400	228,300	271,300
179,600	230,500	273,400	181,800	233,000	275,400	179,600	230,500	273,400
182,000	232,400	276,200	184,200	234,900	278,200	182,000	232,400	276,200
184,400	234,300	279,000	186,600	236,800	281,000	184,400	234,300	279,000
186,800	236,200	281,800	189,100	238,700	283,700	186,800	236,200	281,800
189,300	238,100	284,700	191,600	240,600	286,500	189,300	238,100	284,700
191,900	240,000	287,600	194,200	242,500	289,300	191,900	240,000	287,600
194,500	241,900	290,500	196,900	244,400	292,100	194,500	241,900	290,500
197,100	243,800	293,400	199,500	246,300	294,800	197,100	243,800	293,400
199,500	245,700	296,200	201,900	248,200	297,400	199,500	245,700	296,200
202,200	247,600	298,900	204,600	250,100	300,000	202,200	247,600	298,900
204,900	249,500	301,600	207,300	252,000	302,600	204,900	249,500	301,600
207,600	251,400	304,300	210,000	253,900	305,200	207,600	251,400	304,300
210,100	253,100	306,900	212,600	255,600	307,700	210,100	253,100	306,900
211,700	254,800	308,800	214,200	257,300	309,400	211,700	254,800	308,800
213,300	256,500	310,700	215,800	259,000	311,100	213,300	256,500	310,700
214,900	258,200	312,600	217,400	260,700	312,800	214,900	258,200	312,600
216,400	260,000	314,400	218,900	262,500	314,400	216,400	260,000	314,400
217,900	261,900	316,300	220,400	264,300	316,300	217,900	261,900	316,300
219,400	263,800	318,200	221,900	266,100	318,200	219,400	263,800	318,200
220,900	265,700	320,100	223,400	267,900	320,100	220,900	265,700	320,100
222,500	267,600	321,800	225,000	269,600	321,800	222,500	267,600	321,800
223,600	269,400	323,600	226,100	271,300	323,600	223,600	269,400	323,600
224,700	271,200	325,400	227,200	273,000	325,400	224,700	271,200	325,400

別表第三中

を

に改める。

225,800	273,000	327,200	228,300	274,700	327,200
227,000	274,800	328,800	229,500	276,300	328,800
227,900	276,600	330,400	230,400	278,000	330,400
228,800	278,400	332,000	231,300	279,700	332,000
229,700	280,200	333,600	232,200	281,400	333,600
230,600	281,800	335,300	233,100	282,900	335,300
231,500	283,300	336,900	234,000	284,300	336,900
232,400	284,800	338,500	234,900	285,700	338,500
233,300	286,300	340,100	235,800	287,100	340,100
234,300	287,800	341,600	236,800	288,500	341,600
235,200	289,200	343,100	237,700	289,800	343,100
236,100	290,600	344,600	238,600	291,000	344,600
237,000	292,000	346,100	239,500	292,200	346,100
237,900	293,500	347,700	240,400	293,500	347,700
238,900	294,900	349,100	241,300	294,900	349,100
239,900	296,300	350,500	242,200	296,300	350,500
240,900	297,700	351,900	243,100	297,700	351,900
241,700	299,200	353,200	243,700	299,200	353,200
242,500	300,300	354,700	244,400	300,300	354,700
243,300	301,400	356,200	245,100	301,400	356,200
244,100	302,500	357,700	245,800	302,500	357,700
244,900	303,700	359,100	246,400	303,700	359,100
245,700	304,800	360,500	247,100	304,800	360,500
246,500	305,900	361,900	247,800	305,900	361,900
247,300	307,000	363,300	248,500	307,000	363,300
248,100	308,200	364,500	249,200	308,200	364,500
248,900	309,300	365,800	249,900	309,300	365,800
249,700	310,400	367,100	250,600	310,400	367,100
250,500	311,500	368,400	251,300	311,500	368,400
251,300	312,400	369,600	252,000	312,400	369,600
252,100	313,200	370,200	252,700	313,200	370,200
252,900	314,000	370,800	253,300	314,000	370,800
253,700	314,800	371,400	253,900	314,800	371,400

1 級	2 級	1 級	2 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円 134,100	円 183,000	円 135,700	円 185,100

別表第四中

135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000
157,300	220,300
159,400	223,200
161,500	226,100
163,600	229,000
165,800	231,700
168,100	234,500
170,400	237,300
172,700	240,100
174,800	243,000
176,900	245,800
179,000	248,600
181,100	251,400
183,100	254,300
184,900	256,800
186,700	259,300
188,500	261,800
190,300	264,100
192,200	266,700
194,100	269,300
196,000	271,900
197,700	274,300
199,600	276,300
201,500	278,300
203,400	280,300
205,400	282,100

を

136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700
145,200	203,800
146,900	206,100
148,500	208,400
150,100	210,700
151,600	212,900
153,500	215,300
155,400	217,700
157,400	220,100
159,200	222,400
161,300	225,300
163,500	228,200
165,600	231,100
167,800	233,800
170,200	236,600
172,500	239,400
174,800	242,200
176,900	245,100
179,000	247,800
181,100	250,500
183,200	253,200
185,200	256,000
187,000	258,400
188,800	260,800
190,600	263,200
192,400	265,400
194,300	267,900
196,200	270,400
198,100	272,900
199,800	275,200
201,700	277,100
203,600	279,000
205,500	280,900
207,500	282,600

に改める。

207,300	283,500
209,200	284,900
211,100	286,300
213,000	287,500
215,000	288,800
217,000	290,100
219,000	291,400
220,800	292,800
222,900	294,100
225,000	295,400
227,100	296,700
229,000	297,900
231,100	299,200
233,200	300,500
235,300	301,800
237,300	302,900
238,900	304,100
240,500	305,300
242,100	306,500
243,600	307,600
245,100	308,700
246,600	309,800
248,100	310,900
249,700	312,100
251,200	313,200
252,700	314,300
254,200	315,400

209,400	283,900
211,300	285,200
213,200	286,500
215,100	287,500
217,100	288,800
219,100	290,100
221,100	291,400
222,900	292,800
224,900	294,100
226,900	295,400
228,900	296,700
230,700	297,900
232,700	299,200
234,700	300,500
236,700	301,800
238,600	302,900
240,100	304,100
241,600	305,300
243,100	306,500
244,500	307,600
245,900	308,700
247,300	309,800
248,700	310,900
250,200	312,100
251,600	313,200
253,000	314,300
254,400	315,400

1 級	2 級
給料月額	給料月額
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200

1 級	2 級
給料月額	給料月額
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900
255,200	342,200

別表第五イ中

256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300
280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400
291,800	376,000
295,500	378,800
299,200	381,600
302,900	384,400
306,700	387,300
310,600	389,900
314,500	392,500
318,400	395,100
322,100	397,500
325,100	399,800
328,100	402,100
331,100	404,400
334,200	406,800
336,800	408,900
339,400	411,000
342,000	413,100

を

に改め、同表口中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000

  

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700

152,500	190,500	226,800	255,700	154,300	192,600	228,600	256,300
154,200	192,200	228,600	257,400	156,000	194,300	230,400	257,800
155,900	193,900	230,400	259,100	157,800	196,000	232,100	259,300
157,400	195,500	232,300	260,800	159,300	197,600	233,900	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700	161,200	199,200	235,500	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600	163,200	200,800	237,100	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500	165,100	202,400	238,700	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200	167,000	204,000	240,300	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100	168,900	205,700	241,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000	170,800	207,400	243,500	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900	172,700	209,100	245,100	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700	174,600	210,600	246,700	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600	176,100	212,200	248,300	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500	177,600	213,800	249,800	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400	179,100	215,400	251,300	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400	180,700	217,000	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300	182,200	218,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200	183,700	220,200	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100	185,200	221,800	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100	186,800	223,400	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000	188,100	225,100	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900	189,400	226,800	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800	190,700	228,500	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600	192,100	230,300	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400	193,500	231,900	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200	194,900	233,500	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000	196,300	235,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700	197,500	236,800	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400	198,800	238,400	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100	200,100	240,000	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800	201,400	241,600	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600	202,600	243,100	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300	203,800	244,600	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000	205,000	246,100	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700	206,200	247,600	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200	207,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800	208,600	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400	209,700	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000	210,800	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500	211,900	255,400	293,900	325,500

を

に改め、同表八中

211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600

151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100

212,900	256,800	295,500	326,800
213,900	258,200	297,100	328,100
214,900	259,600	298,700	329,400
215,900	260,900	300,100	330,500
216,900	262,300	301,600	331,600
217,900	263,700	303,100	332,700
218,900	265,100	304,600	333,800
219,900	266,300	306,200	334,700
220,800	267,600	307,600	335,700
221,700	268,900	309,000	336,700
222,600	270,200	310,400	337,700
223,600	271,300	311,700	338,500
224,600	272,600	313,000	339,200
225,600	273,900	314,300	339,900
226,700	275,200	315,600	340,600

153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600
163,500	195,900	240,800	264,000
164,800	198,300	242,200	265,500
166,500	199,700	243,600	266,900
168,100	201,100	245,000	268,500
169,700	202,500	246,400	270,100
171,200	203,900	247,700	271,700
173,200	205,400	249,000	273,300
175,200	206,900	250,300	274,900
177,200	208,400	251,600	276,500
179,400	209,800	252,800	278,100
181,500	211,300	254,200	279,600
183,600	212,800	255,600	281,100

183,500	212,000	255,900	282,600	185,700	214,300	256,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200	187,800	215,700	258,200	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800	190,000	217,400	259,600	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400	192,200	219,100	261,000	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000	194,400	220,800	262,400	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400	196,500	222,300	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200	197,800	224,000	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000	199,100	225,700	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800	200,400	227,400	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400	201,600	229,200	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100	202,900	230,700	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800	204,200	232,200	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500	205,500	233,700	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000	206,800	235,200	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600	208,100	236,600	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200	209,400	238,000	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800	210,700	239,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400	212,100	240,700	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000	213,500	242,000	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600	214,900	243,300	285,800	313,600
214,100	243,000	287,300	315,200	216,300	244,600	287,300	315,200
215,300	244,300	288,900	316,800	217,500	245,800	288,900	316,800
216,700	245,700	290,500	318,300	218,900	247,100	290,500	318,300
218,100	247,100	292,100	319,800	220,300	248,400	292,100	319,800
219,500	248,500	293,700	321,300	221,700	249,700	293,700	321,300
220,900	249,900	295,100	322,800	223,100	251,000	295,100	322,800
222,400	251,400	296,600	324,300	224,600	252,400	296,600	324,300
223,900	252,900	298,100	325,800	226,100	253,800	298,100	325,800
225,400	254,400	299,600	327,300	227,600	255,200	299,600	327,300
226,700	255,900	301,000	328,600	228,900	256,600	301,000	328,600
228,200	257,500	302,400	330,000	230,300	258,100	302,400	330,000
229,700	259,100	303,800	331,400	231,700	259,500	303,800	331,400
231,200	260,700	305,200	332,800	233,100	260,900	305,200	332,800
232,600	262,400	306,700	334,300	234,400	262,400	306,700	334,300
234,000	264,000	308,100	335,700	235,700	264,000	308,100	335,700
235,400	265,600	309,500	337,100	237,000	265,600	309,500	337,100
236,800	267,200	310,900	338,500	238,300	267,200	310,900	338,500
238,300	268,800	312,300	339,700	239,700	268,800	312,300	339,700
239,700	270,400	313,700	341,100	241,000	270,400	313,700	341,100
241,100	272,000	315,100	342,500	242,300	272,000	315,100	342,500

を

に改める。

242,500	273,600	316,500	343,900	243,600	273,600	316,500	343,900
243,900	275,200	317,700	345,100	244,900	275,200	317,700	345,100
245,300	276,700	319,000	346,400	246,200	276,700	319,000	346,400
246,700	278,200	320,300	347,700	247,500	278,200	320,300	347,700
248,100	279,700	321,600	349,000	248,800	279,700	321,600	349,000
249,400	281,300	322,900	350,200	250,000	281,300	322,900	350,200
250,900	282,800	324,200	351,400	251,300	282,800	324,200	351,400
252,400	284,300	325,500	352,600	252,700	284,300	325,500	352,600
253,900	285,800	326,800	353,800	254,100	285,800	326,800	353,800

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の八第一項及び第十九条の改正規定並びに附則第六項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(切替期間における異動者の号給)

3 平成十九年四月一日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(休職者の給与に関する経過措置)

6 平成二十年三月三十一日において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員に対する改正後の一般職の職員の給与に関する条例第十九条第二項の規定の適用については、同項中「満一年に達する」とあるのは、「満二年に達する日又は平成二十一年三月三十一日のいずれか早い日」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五十八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改める。

第十一条第三項中「六千円(学校職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円、」を「六千五百円(」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十二条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該学校職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない学校職員となつた」に改める。

第十八条の四第一項中「第二十一条の二第六項の規定の適用を受ける学校職員及び」を削り、同条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十五」に改める。

第二十一条の二第二項中「満二年」を「満一年」に、「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改め、同条第四項及び第五項中「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改め、同条第六項中「及び第十八条の四第一項」及び「及び勤勉手当」を削り、同条第七項中

「及び勤勉手当」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十八条の二中「前条第一項」とあるのは、「第二十一条の二第六項」と読み替えるものとする。

「

」

「			」		
1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円 134,000	円 183,800	円 221,100	円 135,600	円 185,800	円 222,900
135,100	185,600	223,000	136,700	187,600	224,800
136,200	187,400	224,900	137,900	189,400	226,700
137,300	189,200	226,800	139,000	191,200	228,500
138,400	190,800	228,600	140,100	192,800	230,200
139,500	192,600	230,600	141,200	194,600	232,100
140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800
142,800	198,000	236,600	144,500	200,000	237,700
144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900	177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800	178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700	180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600	182,400	239,500	279,600

別表第一中

182,200	240,500	281,500	184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000	188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900	190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600	191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400	192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200	194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000	195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900	196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600	198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300	199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000	200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700	202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400	203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100	204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100

を

に改める。

1 級	2 級	3 級
給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
160,900	213,700	258,300
163,200	215,800	260,100
165,500	217,900	261,900
167,800	220,000	263,700
170,200	222,000	265,300
172,600	224,100	267,300
175,000	226,200	269,300
177,400	228,300	271,300
179,600	230,500	273,400
182,000	232,400	276,200
184,400	234,300	279,000
186,800	236,200	281,800
189,300	238,100	284,700
191,900	240,000	287,600
194,500	241,900	290,500
197,100	243,800	293,400
199,500	245,700	296,200
202,200	247,600	298,900
204,900	249,500	301,600
207,600	251,400	304,300
210,100	253,100	306,900
211,700	254,800	308,800
213,300	256,500	310,700
214,900	258,200	312,600
216,400	260,000	314,400
217,900	261,900	316,300
219,400	263,800	318,200
220,900	265,700	320,100
222,500	267,600	321,800
223,600	269,400	323,600
224,700	271,200	325,400
225,800	273,000	327,200
227,000	274,800	328,800
227,900	276,600	330,400
228,800	278,400	332,000

別表第一中

1 級	2 級	3 級
給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
162,900	216,200	260,300
165,200	218,300	262,100
167,500	220,400	263,900
169,800	222,500	265,700
172,200	224,500	267,300
174,700	226,600	269,300
177,100	228,700	271,300
179,600	230,800	273,300
181,800	233,000	275,400
184,200	234,900	278,200
186,600	236,800	281,000
189,100	238,700	283,700
191,600	240,600	286,500
194,200	242,500	289,300
196,900	244,400	292,100
199,500	246,300	294,800
201,900	248,200	297,400
204,600	250,100	300,000
207,300	252,000	302,600
210,000	253,900	305,200
212,600	255,600	307,700
214,200	257,300	309,400
215,800	259,000	311,100
217,400	260,700	312,800
218,900	262,500	314,400
220,400	264,300	316,300
221,900	266,100	318,200
223,400	267,900	320,100
225,000	269,600	321,800
226,100	271,300	323,600
227,200	273,000	325,400
228,300	274,700	327,200
229,500	276,300	328,800
230,400	278,000	330,400
231,300	279,700	332,000

を

に改定。

229,700	280,200	333,600	232,200	281,400	333,600
230,600	281,800	335,300	233,100	282,900	335,300
231,500	283,300	336,900	234,000	284,300	336,900
232,400	284,800	338,500	234,900	285,700	338,500
233,300	286,300	340,100	235,800	287,100	340,100
234,300	287,800	341,600	236,800	288,500	341,600
235,200	289,200	343,100	237,700	289,800	343,100
236,100	290,600	344,600	238,600	291,000	344,600
237,000	292,000	346,100	239,500	292,200	346,100
237,900	293,500	347,700	240,400	293,500	347,700
238,900	294,900	349,100	241,300	294,900	349,100
239,900	296,300	350,500	242,200	296,300	350,500
240,900	297,700	351,900	243,100	297,700	351,900
241,700	299,200	353,200	243,700	299,200	353,200
242,500	300,300	354,700	244,400	300,300	354,700
243,300	301,400	356,200	245,100	301,400	356,200
244,100	302,500	357,700	245,800	302,500	357,700
244,900	303,700	359,100	246,400	303,700	359,100
245,700	304,800	360,500	247,100	304,800	360,500
246,500	305,900	361,900	247,800	305,900	361,900
247,300	307,000	363,300	248,500	307,000	363,300
248,100	308,200	364,500	249,200	308,200	364,500
248,900	309,300	365,800	249,900	309,300	365,800
249,700	310,400	367,100	250,600	310,400	367,100
250,500	311,500	368,400	251,300	311,500	368,400
251,300	312,400	369,600	252,000	312,400	369,600
252,100	313,200	370,200	252,700	313,200	370,200
252,900	314,000	370,800	253,300	314,000	370,800
253,700	314,800	371,400	253,900	314,800	371,400

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
147,000	190,500
148,500	192,200
150,000	193,900
151,500	195,600
153,100	197,400

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
148,800	192,800
150,300	194,500
151,800	196,200
153,300	197,900
154,900	199,700

別表第三イ中

154,900	199,100
156,700	200,800
158,500	202,500
160,300	204,300
162,300	206,200
164,300	208,100
166,300	210,000
168,200	211,700
170,400	213,700
172,600	215,700
174,800	217,700
177,100	219,600
179,600	222,300
182,100	225,000
184,600	227,700
187,100	230,500
188,800	233,400
190,500	236,300
192,200	239,200
193,700	242,000
195,400	244,900
197,100	247,800
198,800	250,700
200,300	253,600
202,000	256,300
203,700	259,000
205,400	261,700
207,000	264,400
208,800	267,100
210,600	269,800
212,400	272,500
214,100	275,200
215,900	277,900
217,700	280,600
219,500	283,300
221,400	285,900
223,200	288,600
225,000	291,300
226,800	294,000
228,700	296,500

を

156,800	201,400
158,600	203,100
160,400	204,800
162,200	206,600
164,300	208,500
166,300	210,400
168,300	212,300
170,300	214,000
172,500	216,000
174,700	218,000
176,900	220,000
179,200	221,900
181,800	224,600
184,300	227,300
186,800	230,000
189,300	232,800
191,000	235,700
192,700	238,600
194,400	241,500
195,900	244,300
197,600	247,100
199,300	249,900
201,000	252,700
202,500	255,500
204,200	258,100
205,900	260,700
207,600	263,300
209,200	265,900
211,000	268,500
212,800	271,100
214,600	273,700
216,300	276,300
218,100	278,900
219,900	281,500
221,700	284,100
223,600	286,600
225,400	289,200
227,200	291,700
229,000	294,200
230,900	296,500

に改め、同表口中

230,500	299,200	232,600	299,200
232,300	301,900	234,300	301,900
234,100	304,600	236,000	304,600
235,800	307,100	237,600	307,100
237,600	309,600	239,300	309,600
239,400	312,100	241,000	312,100
241,200	314,600	242,700	314,600
242,900	317,000	244,300	317,000
244,700	319,200	246,000	319,200
246,500	321,400	247,700	321,400
248,300	323,600	249,400	323,600
250,000	325,900	251,000	325,900
251,700	328,100	252,600	328,100
253,400	330,300	254,200	330,300
255,100	332,500	255,800	332,500
256,800	334,700	257,400	334,700
258,500	336,900	259,000	336,900
260,200	339,100	260,600	339,100
261,900	341,300	262,100	341,300

1 級	2 級
給料月額 円	給料月額 円
147,000	162,400
148,500	164,500
150,000	166,600
151,500	168,700
153,100	170,700
154,900	172,900
156,700	175,100
158,500	177,300
160,300	179,600
162,300	182,300
164,300	185,000
166,300	187,700
168,200	190,500
170,400	192,200
172,600	193,900

1 級	2 級
給料月額 円	給料月額 円
148,800	164,400
150,300	166,500
151,800	168,600
153,300	170,800
154,900	172,800
156,800	175,000
158,600	177,200
160,400	179,400
162,200	181,700
164,300	184,500
166,300	187,200
168,300	189,900
170,300	192,800
172,500	194,500
174,700	196,200

174,800	195,600	176,900	197,900
177,100	197,400	179,200	199,700
179,600	199,100	181,800	201,400
182,100	200,800	184,300	203,100
184,600	202,500	186,800	204,800
187,100	204,300	189,300	206,600
188,800	206,200	191,000	208,500
190,500	208,100	192,700	210,400
192,200	210,000	194,400	212,300
193,700	211,700	195,900	214,000
195,300	213,700	197,500	216,000
196,900	215,700	199,100	218,000
198,500	217,700	200,700	220,000
200,200	219,600	202,400	221,900
201,900	222,300	204,100	224,600
203,600	225,000	205,800	227,300
205,300	227,700	207,500	230,000
206,800	230,500	209,000	232,800
208,500	233,400	210,700	235,700
210,200	236,300	212,400	238,600
211,900	239,200	214,100	241,500
213,500	242,000	215,700	244,300
215,200	244,900	217,400	247,100
216,900	247,800	219,100	249,900
218,600	250,700	220,800	252,700
220,400	253,600	222,600	255,500
222,200	256,300	224,400	258,100
224,000	259,000	226,200	260,700
225,800	261,700	228,000	263,300
227,700	264,400	229,900	265,900
229,500	267,100	231,600	268,500
231,300	269,800	233,300	271,100
233,100	272,500	235,000	273,700
234,900	275,200	236,700	276,300
236,700	277,900	238,400	278,900
238,500	280,600	240,100	281,500
240,300	283,300	241,800	284,100
241,900	285,900	243,300	286,600
243,700	288,600	245,000	289,200
245,500	291,300	246,700	291,700

を

3 級	給料月額
円	286,100
	289,200
	292,300
	295,400

に改める。

3 級	給料月額
円	286,300
	289,400
	292,500
	295,600

を

に改める。

247,300	294,000	248,400	294,200
249,000	296,500	250,000	296,500
250,600	299,200	251,500	299,200
252,200	301,900	253,000	301,900
253,800	304,600	254,500	304,600
255,500	307,100	256,100	307,100
257,100	309,600	257,600	309,600
258,700	312,100	259,100	312,100
260,300	314,600	260,500	314,600

F				F			
1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額							
円	円	円	円	円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400	140,300	178,200	213,600	241,900
140,000	177,700	213,400	242,100	141,700	179,800	215,200	243,500
141,400	179,300	215,000	243,800	143,100	181,400	216,800	245,100
142,800	180,900	216,600	245,500	144,500	183,000	218,400	246,700
144,000	182,400	218,200	247,200	145,700	184,500	220,000	248,300
145,700	184,000	219,900	248,900	147,500	186,100	221,700	249,900
147,400	185,600	221,600	250,600	149,200	187,700	223,400	251,500
149,100	187,200	223,300	252,300	150,900	189,300	225,100	253,100
150,800	188,800	225,000	254,000	152,600	190,900	226,800	254,700
152,500	190,500	226,800	255,700	154,300	192,600	228,600	256,300
154,200	192,200	228,600	257,400	156,000	194,300	230,400	257,800
155,900	193,900	230,400	259,100	157,800	196,000	232,100	259,300
157,400	195,500	232,300	260,800	159,300	197,600	233,900	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700	161,200	199,200	235,500	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600	163,200	200,800	237,100	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500	165,100	202,400	238,700	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200	167,000	204,000	240,300	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100	168,900	205,700	241,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000	170,800	207,400	243,500	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900	172,700	209,100	245,100	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700	174,600	210,600	246,700	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600	176,100	212,200	248,300	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500	177,600	213,800	249,800	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400	179,100	215,400	251,300	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400	180,700	217,000	252,800	283,400

別表第四中

180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600

を

182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000
197,500	236,800	273,700	305,700
198,800	238,400	275,400	307,400
200,100	240,000	277,100	309,100
201,400	241,600	278,800	310,800
202,600	243,100	280,500	312,600
203,800	244,600	282,200	314,300
205,000	246,100	283,900	316,000
206,200	247,600	285,600	317,700
207,500	249,000	287,300	319,200
208,600	250,600	289,000	320,800
209,700	252,200	290,700	322,400
210,800	253,800	292,400	324,000
211,900	255,400	293,900	325,500
212,900	256,800	295,500	326,800
213,900	258,200	297,100	328,100
214,900	259,600	298,700	329,400
215,900	260,900	300,100	330,500
216,900	262,300	301,600	331,600
217,900	263,700	303,100	332,700
218,900	265,100	304,600	333,800
219,900	266,300	306,200	334,700
220,800	267,600	307,600	335,700
221,700	268,900	309,000	336,700
222,600	270,200	310,400	337,700
223,600	271,300	311,700	338,500
224,600	272,600	313,000	339,200
225,600	273,900	314,300	339,900
226,700	275,200	315,600	340,600

に改め

る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の四第一項及び第二十一条の二の改正規定並びに附則第六項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(切替期間における異動者の号給)

3 平成十九年四月一日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた学校職員のうち、人事委員会の定める学校職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた学校職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 学校職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

6 平成二十年三月三十一日において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている学校職員に対する改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項中

「満一年に達する」とあるのは、「満二年に達する日又は平成二十一年三月三十一日のいずれか早い日」とする。  
(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五十九号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改め、同条第四項及び第五項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人事委員会への委任)

2 この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第六十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年山口県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。  
附則第一項ただし書中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第六十一号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に、「第四条の二第二号」を「第五条第二号」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）が終了した後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の承認を請求する際、両親が当該方法により当該子を養育するための計画について人事委員会の定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。）。

第十一条を第三十一条とする。

第十条第一項中「第八条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に、「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「一部」の下に「（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を加え、同条第三項中「企業職員等以外」を「当該企業職員等以外」に改め、同条第五項中「第八条第二項」を「第二十八条第二項及び第三項」に改め、同項後段中「同項」を「同条第三項」に改め、同条を第三十条とする。

第九条第二項中「第五条の二」を「第七条」に改め、同条を第二十九条とする。

第八条第一項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第三号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員

第八条第二項を次のように改める。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

第八条第四項中「第九条第三項」を「第十九条第三項」に、「第四条の二各号」を「第五条各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

3 部分休業の承認は、人事委員会規則で定める特別休暇の承認を得ている職員に対しては、一日につき二時間から当該承認に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第六条の前の見出しを削る。

第七条に見出しとして、「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条を第九条とし、同条の次に次の十八条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員

五 育児短時間勤務により養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員

六 職員が育児短時間勤務により養育しようとする時間において、育児短時間勤務により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員（前号に掲げる職員を除く。）

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）  
第十一条 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が満了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより育児短時間勤務の承認が取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）が終了した後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の承認を請求する際、両親が当該方法により当該子を養育するための計画について人事委員会の定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の期間が満了した時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(育児短時間勤務の勤務の形態で条例で定めるもの)

第十二条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)(第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)(第三条第七項若しくは第十条の規定の適用を受ける職員にあつては、次に掲げる勤務の形態(船舶に乗り組む職員以外の職員にあつては、第三号に掲げるものを除く。)(により、引き続き勤務日が人事委員会規則で定める日数を超えないように勤務することとする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

三 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、かつ、四週間ごとの期間につき週休日が四日以上となるようにし、当該五十二週間を超えない期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、当該四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務をしようとする期間の初日の一月前まで又は承認を受けている育児短時間勤務の期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 法第十二条において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に当該職員以外の当該子の親が当該子を養育することができることとなったとき。
- 二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。  
 (育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)  
 第十五条 法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 法第十八条第一項の規定により当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員を任期を定めて採用した趣旨に反することなく他の職に任用することができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る通知)

第十六条 任命権者は、法第十七条の規定による勤務をさせる場合又は当該勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例の規定の適用)

第十七条 育児短時間勤務(法第十七条の規定による勤務を含む。次条、第二十二條及び第二十八條において同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)に対する職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率(勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする</p>
<p>第五条第四項及び第七項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第五条第十二項</p>	<p>とする</p>	<p>に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第十一条第二項第二号口</p>	<p>短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七條の規定による勤務を含む。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>
		<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその</p>

第十四条第一項	支給する	勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与に百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする
第十六条の五第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第十六条の五第五項及び 第十六条の八第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十六条の五第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第十六条の五第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則

(育児短時間勤務学校職員等に対する学校職員給与条例の規定の適用)

第十八条 育児短時間勤務をしている学校職員(以下「育児短時間勤務学校職員等」という。)に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率(勤務時間条第三項第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする
第七条第四項及び第七項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第七条第十二項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第十三条第二項第二号口	短時間勤務学校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による勤務を含む。)をしている学校職員(以下「育児短時間勤務学校職員等」という。)
第十六条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務学校職員等が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間当たりまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの

<p>第十八条第四項</p>	<p>給料</p>	<p>給与額に百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする</p>
<p>第十八条第五項及び第十八条の四第三項</p>	<p>給料の月額</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>第十八条第六項</p>	<p>人事委員会規則</p>	<p>育児短時間勤務学校職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則</p>

(育児短時間勤務職員等に対する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定の適用)

第十九条 育児短時間勤務職員等に対する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)第五条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。 )を乗じて得た額とする」と、同条第四項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務学校職員等に対する一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の規定の適用)

第二十条 育児短時間勤務職員等に対する一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)以下「任期付職員条例」という。(第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。 )を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

2 育児短時間勤務学校職員等に対する任期付職員条例第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に算出率(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。 )を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

とする。

(育児短時間勤務学校職員等に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の規定の適用)

第二十一条 育児短時間勤務学校職員等に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「受ける号給に応じた額に、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第二十二条 職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(任期付短時間勤務職員に対する職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用)

第二十三条 法第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第五条の二、第十六条の十一第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、職員給与条例第五条の二中「前条第十二項」とあるのは「前条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六条第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六条の十一第二項中「再任用職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一条第二項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第七条の二、第二十条の二第二項及び第二十三条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第七条の二中「前条第十二項」とあるのは「前条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六条第二項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、学校職

員給与条例第二十條の二第二項中「再任用学校職員」とあるのは「短時間勤務学校職員」と、学校職員給与条例第二十三條第二項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務学校職員」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外)

第二十四條 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)第五条、第五条の三、第六条、第七条の二、第七条の三及び第十六条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(職員の退職手当に関する条例の適用除外)

第二十五條 職員の退職手当に関する条例の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(任期付短時間勤務職員に対する勤務時間条例及び学校職員勤務時間条例の規定の適用)

第二十六條 任期付短時間勤務職員に対する勤務時間条例第二条第三項の規定の適用については、同項中「十六時間から三十二時間まで」とあるのは、「三十二時間まで」とする。

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定の適用については、同項中「十六時間から三十二時間まで」とあるのは、「三十二時間まで」とする。

(任期付短時間勤務職員の任期の更新)

第二十七條 第六条の規定は、法第十八條第三項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第六条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」を付し、同条中「ときは、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「場合において、部内他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第八条とする。

第五条の二の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条第一項中「次項及び第八条第三項において」を「以下」に改め、「この条及び第八条第三項において」を削り、「第八条第二項」を「第二十八條第二項」に、「第九条第二項」を「第二十九條第二項」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条の二第一号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改め、同条を第五条とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)(の一週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「育児短時間勤務等」という。)(に従い、任命権者が別に定める。

第三条第一項ただし書中「任命権者は、」の下に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし、」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第四条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「八日(短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設けなければならない」を「八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日)を設けなければならない」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)」を、「八日」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を、「割合で週休日」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日)」を加える。

第十二条第一項第一号中「二十日」の下に「育児短時間勤務職員等及び」を加える。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項ただし書中「教育委

員会は、「の下に「育児短時間勤務学校職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし、」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた学校職員（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった学校職員を含む。以下「育児短時間勤務学校職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった学校職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

第七条第一項中「第三条第五項から第七項」を「第三条第六項から第八項」に改める。

第十条中「第三条第四項、第六項及び第七項」を「第三条第五項、第七項及び第八項」に改める。

第十二条第一項第一号中「二十日（）」の下に「育児短時間勤務学校職員等及び」を加える。

第十七条中「第三条第四項から第七項」を「第三条第五項から第八項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「五日間」の下に「（当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあつては、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日以外の日（）」を、「の勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容）に従った勤務時間）」を加える。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の育児休業等に関する条例第六条の改正規定（同条を第八条とする部分を除く。）、同条例第八条第一項の改正規定（「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分に限る。）、同条例第四項の改正規定（「第九条第三項」を「第十九条第三項」に改める部分に限る。）及び同条例第十条第一項の改正規定（「第八条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改める部分を除く。）並びに第五条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第三項第三号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
  - 3 平成十九年八月一日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。
- (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
- 第十七条第二項中「第十条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十二号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表貸金業務取扱主任者研修受講手数料の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第二十四条の七第十項」を「第十二条の第三十項」に改める。

別表第一の6の表十九の項の備考中「貸金業の規制等に関する法律第二条第二項」を「貸金業法第二条第二項」に、「六千五百円」を「一万円」に改め、同備考の二中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五号）第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の6の表十九の項の改正規定（「六千五百円」を「一万円」に改める部分に限る。）は、公布の日の翌日から施行する。

山口県社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十三号

山口県社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

山口県社会福祉事務所設置条例（昭和二十九年山口県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
東部社会福祉事務所	柳 井 市	大島郡 玖珂郡 熊毛郡 阿武郡

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県営住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十四号

山口県営住宅条例及び山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(山口県営住宅条例の一部改正)

第一条 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号口中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第七条第二項中「及び第三号の」を「から第四号までに掲げる」に、「同項第三号の」を「同項第三号及び第四号に掲げる」に改め、同条第四項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

2 知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第二十二條に次の一項を加える。

2 知事は、前項の承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第三十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同項の前に次の二号を加える。

一 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

二 入居者又は同居者が当該県営住宅の敷地内において、他の入居者又は同居者の生活の平穩を害し、又はこれらの者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

第三十条第三項中「第一項の規定による」を「県営住宅の明渡しの」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「この条第一項各号」に、「同項の規定による」を「県営住宅の明渡しの」に改める。

第三十五条中「第五条第一項第一号又は第二項」を「第五条第一項第一号イに規定する者で同項第二号に掲げる条件を具備するもの又は同条第二項」に改める。

第三十八条第三号中「又は」の下に「この条例」を加え、「者である」を削る。

第四十二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第一項各号」を「この条第一項各号」に、「同項」を「県営住宅の明渡しの」に改め、「第四十二条第一項」の下に「の規定による」を加える。

第四十三条中「知事は、」の下に「法第三十二条第一項の規定による明渡しの請求、この条例」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(警察本部長からの意見聴取)

第四十三条の二 知事は、第八条の入居の申込みを受けたときは第七条第一項第四号に該当する事由、第二十一条第一項の規定による承認をしようとするときは同条第二項に規定する場合に該当する事由、第二十二条第一項の規定による承認をしようとするときは同条第二項に規定する場合に該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

2 知事は、入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、これらの者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への通知)

第四十三条の三 警察本部長は、その職務を行うに際して入居者又は同居者が暴力団員であることを発見したときは、これを知事に通知することができる。

別表西岐波県営住宅の項を削る。

(山口県営特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる特定公共賃貸住宅の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ ロに掲げる特定公共賃貸住宅以外の特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第一条第三号に規定する所得（以下「所得」という。）が知事の定める基準に該当する者であつて、自ら居住するため住宅を必要とするものうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの

ロ 同居の親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅 所得が知事の定める基準に該当する者であつて、現に同居し、又は同居しようとする親族がないものうち、地域の実情を勘案して特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの  
二 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第五条第二項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「該当する」を「該当し、かつ、前項第二号に掲げる条件を具備する」に改め、「ものは、」の下に「同項の規定にかかわらず、」を加える。

第九条第五項を削り、同条第六項中「、第二十條及び第二十二條」を「及び第二十條から第二十二條まで」に改め、同項を同条第五項とする。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

六 入居者又は同居者が当該特定公共賃貸住宅の敷地内において、他の入居者又は同居者の生活の平穩を害し、又はこれらの者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「及び第三十八條」を「、第三十八條から第四十三條まで及び第四十四條」に改め、「又は」の下に「この条例」を加え、同条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（警察本部長からの意見聴取）

第十一条 知事は、第六条の入居の申込みを受けたときは第五条第一項第二号に該当する事由、第九条第五項において準用する山口県営住宅条例第二十一条第一項の規定による承認をしようとするときは同条第二項に規定する場合に該当する事由、第九条第五項において準用する同条例第二十二條第一項の規定による承認をしようとするときは同条第二項に規定する場合に該当する事由の有無について、警察本部長の

平成十九年十二月二十五日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

意見を聴くことができる。

2 知事は、入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、これらの者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への通知)

第十二条 警察本部長は、その職務を行うに際して入居者又は同居者が暴力団員であることを発見したときは、これを知事に通知することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。